

交付申請に必要なもの【初年度】

初年度の交付申請にあたっては、次の書類が必要になります。内容をよくお読みになり、不備のないようお取り揃えのうえ、土庄町企画財政課まで提出してください。

提出書類		書類の内容・確認事項など
①	土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付申請書(様式第1号)	申請書等様式は、HPからでもダウンロードできます。 https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/iju/ijyukurasi/1517.html
②	住民票謄本(続柄及び世帯主の記載されたもの)	○土庄町住民環境課(庁舎1階)でお取りください。(Tel 0879-62-7003) ○世帯主との「続柄」が記載されたもの。外国籍の方は、国籍・地域、在留資格の記載があるもの。 ○個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。 ②で確認すること ・土庄町に転入しているか。 ・住民登録をした時点の年齢及び世帯構成。 ・外国籍の方は出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有しているか。
③	申請者の戸籍の附票(日本国籍を有する場合)	○本籍地の市区町村で、お取りください。郵送で請求することもできます。詳しくは、本籍地の市区町村の戸籍担当課にお問い合わせください。 ③で確認すること ・小豆郡外に3年以上在住していたか。
④	民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し	④で確認すること ・申請者本人が契約者となって、賃借しているか。 ・契約した住宅が自己の居住の用に供するものであるか。 ・公営住宅、その他公的賃貸住宅並びに勤務事務所の官舎、社宅、事業所の寮、3親等以内の親族が所有する住宅ではないか。
⑤	民間賃貸住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の額及びその内容が確認できる書類の写し 【家賃補助のみ申請の場合は不要】	○礼金、不動産取引手数料(仲介手数料)、家賃支払保証料の請求書など総額と内容が分かる書類のコピー。 ○金額のみではなく、氏名・業者名・内容・内訳等が記載しているもの。
⑥	土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金誓約書(様式第2号)	申請書等様式は、HPからでもダウンロードできます。
⑦	市町村税(特別区税)の納税(もしくは非課税)証明書(前年度のもの)	○該当する自治体でお取りください。 ○例えば、令和5年度に申請を行うのであれば、 令和4年度納税(非課税)証明書が必要となりますので、令和4年1月1日現在の住民登録自治体でお取りください。 郵送で請求することもできます。詳しくは、該当日時点の住民登録自治体の税務担当課にお問い合わせください。 ⑦で確認すること ・前年度の住民税等の滞納の有無
⑧	その他書類	○勤務先から住宅に関する手当がある場合は、その金額・内容等が分かる書類(コピー可)を提出してください。

◆その他◆

・虚偽の申請等で対象資格要件を欠いていたことが判明した場合は、さかのぼって交付決定を取り消すとともに、補助金を全額返納していただく場合があります。

交付申請に必要なもの【翌年度以降：更新】

翌年度以降、家賃補助の更新をする場合の交付申請にあたっては、次の書類が必要になります。内容をよくお読みになり、不備のないようお取り揃えのうえ、土庄町企画財政課まで提出してください。

提出書類	書類の内容・確認事項など
① 土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金交付申請書【更新】(様式第3号)	申請書等様式は、HPからでもダウンロードできます。 https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/iju/ijyukurasi/1517.html
② 住民票謄本(続柄及び世帯主の記載されたもの)	○土庄町住民環境課(庁舎1階)でお取りください。(TEL 0879-62-7003) ○世帯主との「 <u>続柄</u> 」が記載されたもの。外国籍の方は、国籍・地域、在留資格の記載があるもの。 ○ <u>個人番号(マイナンバー)</u> の記載がないもの。 ②で確認すること ・土庄町から転出していないか。 ・世帯構成 ・外国籍の方は出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有しているか。
③ 土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金誓約書(様式第2号)	申請書等様式は、HPからでもダウンロードできます。
④ 県税に滞納が無いことを証明する書類(申請時点で取得できる最新のもの) ※県税の納税証明書または完納証明書	○小豆県民センター(小豆合同庁舎内)でお取りください。(TEL 0879-62-2266 千761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5) ○ <u>世帯構成員全員分が必要</u> です。 ④で確認すること ・県税滞納の有無
⑤ 町税に滞納が無いことを証明する書類(申請時点で取得できる最新のもの) ※町税の納税証明書または完納証明書	○土庄町税務課(庁舎1階)でお取りください。(TEL 0879-62-7001) ○ <u>世帯構成員全員分が必要</u> です。 ⑤で確認すること ・町税滞納の有無
⑥ 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し ※前年度と変更がある場合のみ	⑥で確認すること ・前年度と契約内容に変更がないか。 ・申請者本人が契約者となって、賃借しているか。 ・契約した住宅が自己の居住の用に供するものであるか。 ・公営住宅、その他公的賃貸住宅並びに勤務事務所の官舎、社宅、事業所の寮、3親等以内の親族が所有する住宅ではないか。
⑦ その他書類	○勤務先から住宅に関する手当がある場合は、その金額・内容等が分かる書類(コピー可)を提出してください。

◆更新の交付申請提出期限◆

○**該当年度の6月30日まで**に提出書類を揃えて、土庄町企画財政課まで提出してください。
○提出期限を過ぎると補助を受けられなくなります。

◆その他◆

・虚偽の申請等で対象資格要件を欠いていたことが判明した場合は、さかのぼって交付決定を取り消すとともに、補助金を全額返納していただく場合があります。

実績報告に必要なもの【初年度】

実績報告にあたっては、**家賃等の支払いが完了した**半期ごともしくは年度ごとにしていただくことになります。次の書類が必要になりますので、内容をよくお読みになり、不備のないようお取り揃えのうえ、土庄町企画財政課まで提出してください。

提出書類		書類の内容・確認事項など
①	土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金実績報告書(様式第8号)	申請書等様式は、HPからでもダウンロードできます。 https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/iju/ijyukurasi/1517.html
②	土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金請求書(様式第9号)	申請書等様式は、HPからでもダウンロードできます。 https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/iju/ijyukurasi/1517.html
③	家賃及び初期費用の支払いが完了したことを証明する書類の写し	○家賃の支払いが確認できる領収書などの書類のコピー ○礼金、不動産取引手数料(仲介手数料)、家賃支払保証料の領収書など総額と内容が分かる書類のコピー。 ③で確認すること ・家賃等に滞納がなく、支払いがきちんとされているか。

◆実績報告提出期限◆

- 半期ごとの交付を受けたい場合は、
- ・上半期(1月分から6月分)については、**7月20日まで**
 - ・下半期(7月分から12月分)については、**1月20日まで**
- 年度分一括で交付を受けたい場合は、**1月20日まで**に提出書類を揃えて、土庄町企画財政課まで提出してください。

◆実績報告提出後の流れ◆

提出していただいた実績報告書類内容の審査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められますと、

⇒ 土庄町から額の確定通知書を郵送し、補助金の額を通知いたします。

⇒ その後、実績報告に添付の請求書(様式第9号)に記載された指定金融機関に補助金を振り込みます。

実績報告に必要なもの【継続】

実績報告にあたっては、**家賃等の支払いが完了した**半期ごともしくは年度ごとにしていただくことになります。次の書類が必要になりますので、内容をよくお読みになり、不備のないようお取り揃えのうえ、土庄町企画財政課まで提出してください。

提出書類		書類の内容・確認事項など
①	土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金実績報告書(様式第8号)	申請書等様式は、HPからでもダウンロードできます。 https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/iju/ijyukurasi/1517.html
②	土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金請求書(様式第9号)	申請書等様式は、HPからでもダウンロードできます。 https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/iju/ijyukurasi/1517.html
③	家賃及び初期費用の支払いが完了したことを証明する書類の写し	○家賃の支払いが確認できる領収書などの書類のコピー ○礼金、不動産取引手数料(仲介手数料)、家賃支払保証料の領収書など総額と内容が分かる書類のコピー。 ③で確認すること ・家賃等に滞納がなく、支払いがきちんとされているか。
④	県税に滞納が無いことを証明する書類(報告時点で取得できる最新のもの) ※県税の納税証明書または完納証明書	○小豆県民センター(小豆合同庁舎内)でお取りください。(TEL 0879-62-2266 〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5) ○ 世帯構成員全員分が必要です。 ④で確認すること ・県税滞納の有無
⑤	町税に滞納が無いことを証明する書類(報告時点で取得できる最新のもの) ※町税の納税証明書または完納証明書	○土庄町税務課(庁舎1階)でお取りください。(TEL 0879-62-7001) ○ 世帯構成員全員分が必要です。 ⑤で確認すること ・町税滞納の有無

◆実績報告提出期限◆

○半期ごとの交付を受けたい場合は、
・**上半期(1月分から6月分)については、7月20日まで**
・**下半期(7月分から12月分)については、1月20日まで**
○年度分一括で交付を受けたい場合は、**1月20日まで**に提出書類を揃えて、土庄町企画財政課まで提出してください。

◆実績報告提出後の流れ◆

提出していただいた実績報告書類内容の審査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められますと、

⇒ 土庄町から額の確定通知書を郵送し、補助金の額を通知いたします。

⇒ その後、実績報告に添付の請求書(様式第9号)に記載された指定金融機関に補助金を振り込みます。